

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月9日付鳥取県告示第619号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

神庭 信夫	西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝956の1
松本 達則	〃
〃	西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝957の1
松本 源一	西伯郡伯耆町大内字榎水高原1071の3
内藤 久	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平321の1
井上 博	〃
吉田 守	〃
田村 吉隆	〃
内藤喜美子	〃
長山村	西伯郡伯耆町長山字後山口北平648の2
溝口宿	〃
大江村	〃
大倉村	西伯郡伯耆町大倉字後平470の1
権代 衆重	西伯郡伯耆町大倉字道免ヒナ平302の1
西吉 たか	西伯郡伯耆町富江字清水田平645
松原清三郎	西伯郡伯耆町白水字樋ヶ谷平75の2
〃	西伯郡伯耆町白水字樋ヶ谷平75の7
松原 雅教	西伯郡伯耆町白水字蛇ヶ谷415
益田梅治郎	西伯郡伯耆町大坂字仏滝239
森谷 好夫	西伯郡伯耆町父原字東澁谷319の9

辰巳 信夫	〃
中村 美正	〃
森谷 喜好	〃
森谷 益一	〃
三刀谷赫朗	〃
沢田 英明	西伯郡伯耆町三部字勘部上ミ割谷ノ五879の2
田辺 増蔵	西伯郡伯耆町焼杉字焼杉山東472の24
船越 定男	〃
中田みよ子	西伯郡伯耆町二部字堂ノ谷ノ二82の2
中村永次郎	西伯郡伯耆町福岡字ヌクユ3958の4
池田恵十郎	西伯郡伯耆町福岡字道下タ3808
須村 穆	西伯郡伯耆町福岡字鉦場4029の5
河内 勝子	西伯郡伯耆町上野字カマ谷106の7
権代 忠敏	西伯郡伯耆町上野字日垣谷115の35

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課